

NTT西日本から届出のあった活用業務に対して

総務省が行った確認の内容

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）から、令和6年10月1日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第6項の規定に基づき、同項の業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、当該届出の時点において届出書に記載された事項により確認した内容は、以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT西日本が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、同社のIP通信網サービスの契約者等に対して、電気通信回線に接続される情報通信機器等及び同社のIP通信網※1とは別個に構築または調達するサーバ設備を用いた業務を営もうとするものである。

① 設備構成

NTT西日本のIP通信網とは別個に構築または調達するサーバ設備（以下「サーバ設備」という。）と必要に応じ以下を組み合わせた構成とする。

- i) IP通信網のSNI※2（当該サーバ設備とNTT西日本の業務区域内のエンドユーザとの通信を可能とするために、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき公募により調達した県間伝送路を介する場合も含む）

※1 総基事第14号（平成15年2月19日）及び総基事第39号（平成20年2月25日）で認可された申請において規定する「地域IP網」及び「次世代ネットワーク」としている。

※2 SNI（Application Server-Network Interface）…各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインタフェース。地域IP網上のUNI（User-Network Interface）との接続を含む。

② 提供する業務

以下の役務を組み合わせて提供するとともに、NTT西日本のエリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために、NTT西日本が、情報通信機器等の設定・管理等の役務等に用いる電気通信設備と、連携事業者の電気通信設備を相互接続し、連携事業者※３との合意に基づき、連携事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を行う。

- i) 当該サーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供
- ii) 当該サーバ設備及び電話、メール若しくは訪問、またはそれらを組み合わせて、電気通信回線に接続される情報通信機器等の設置・設定・サポートサービスの役務提供
- iii) 電気通信回線に接続される情報通信機器等の販売またはレンタルの役務提供

※３ NTT西日本が本サービスの提供を行うに当たって、エリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために電気通信設備を相互接続する事業者。以下同じ。

また、IP通信網サービスの契約者等に対して上記サービス等を提供することを目的とする他の企業等（以下「他企業等」という。）から要望があれば、上記の役務提供及び料金設定を行うこととしている。

さらに、本件活用業務の提供に当たり、NTT西日本が構築または調達するサーバ設備は、同社のIP通信網とは別個の設備であり、同社のIP通信網固有の機能と一体的に提供するものではない。

なお、これらの役務提供及び料金設定は全国において行うものである。

2 確認の内容

NTT法第2条第6項において、NTT西日本及び東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）（以下「NTT東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
 - (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内
- に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドラ

イン」という。)に則し、NTT西日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT西日本は、本件活用業務を営むに当たって、IP通信網サービス契約者及び他企業等に対して、電気通信回線に接続される情報通信機器等の販売またはレンタルを行うとともに、NTT西日本が地域電気通信業務等を営むために保有するIP通信網及び活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)に係る県間伝送路等を利用し、同社のIP通信網とは別個に構築または調達するサーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等、当該サーバ設備及び電話、メール若しくは訪問、またはそれらを組み合わせて、電気通信回線に接続される情報通信機器等の設置・設定・サポートサービスを提供することとしており、本件活用業務に係る所要資金は[]としている。

本件活用業務の実施規模及び同社の投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しても、設備については、本件活用業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し、地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処している。

さらに、職員についても、現在のIP通信網サービスの提供に関する業務を行う組織に所属する職員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれもないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT西日本による地域電気通信業務等

の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について検討し、

ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれ大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな活用業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

NTT西日本からの届出書によれば、同社のIP通信網サービス契約者等が本件活用業務の対象になるとされているところ、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、固定系ブロードバンドのユーザが本件サービスの主な対象になり得ると考えられる。

また、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、主にLAN型通信網サービスに関する市場の競争状況の影響を受けるほか、足回りに用いるIP

通信網サービスに関する市場の影響も受けるものと考えられる。

したがって、本件活用業務に関する競争状況は、NTT西日本が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、主にはLAN型通信網サービスが属するWANサービス市場及びIP通信網サービスが属する固定系ブロードバンド市場における競争状況の影響を受けると考えられ、競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、これらの市場を取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における市場検証（令和5年度）年次レポート」（令和6年8月30日。以下「報告書」という。）のデータによれば、WANサービス市場（IP-VPN、広域イーサネット、フレッツVPNワイド等）における令和6年3月末のNTT西日本のシェアは18.7%であるが、NTT東西のシェアは35.9%と他事業者よりも高い状況であり、NTT東西が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。一方で、同市場における競争事業者のシェアは、KDDIグループが14.6%、ソフトバンクが11.7%と一定程度のシェアを有していることから、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価できる。

さらに、広域イーサネットサービスにおけるNTT西日本のシェアは17.4%、NTT東西のシェアは33.2%であり、競争事業者であるKDDIグループのシェアは35.4%を有すること等も考慮すると、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価できる。

以上を踏まえれば、NTT西日本は、NTT東日本と協調すれば市場支配力を行使し得る地位にあるものの、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価できる。

また、固定系ブロードバンド市場におけるブロック別の令和6年3月末のNTT西日本のシェア（卸電気通信役務によるものも含む。）は、最低の地域において約40%を超えている（近畿地方）。また、府県別のFTTH市場における令和6年3月末のNTT西日本のシェアは、最低の府県において約35%（三重県）、最高の府県では約65%となっている（鹿児島県）。

以上を踏まえれば、NTT西日本は、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるものの、接続ルールや禁止行為規制定等、第一種指定電気通信設備制度に基づく規律が厳格に適用されている限りにおいて、市場支配力の行使は少なくとも現時点においては抑止可能な状態にあると評価できる。

ただし、NTT西日本による市場支配力の行使の可能性は高くないものの、NTT西日本がWANサービス市場及び固定系ブロードバンド市場におい

て一定の市場支配力を有していると考えられることに鑑みれば、例えば、同社が他事業者との接続の業務に関して知り得た情報を不適切に当該サービスに流用すること等、同社が地域電気通信市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

これを踏まえ、NTT西日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況も勘案しつつ、ステップ2)において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

本件活用業務の提供のためにNTT西日本が構築又は調達するサーバ設備は、同社からの届出書によれば、市販で調達可能なものであるとともに、同社のIP通信網とは別個の設備であり、電話、メール若しくは訪問サービスを含めて、同社のIP網固有の機能と一体的に提供するものではないとしている。

他方、必要に応じIP通信網のSNIと組み合わせた設備構成としており、当該観点からはボトルネック設備と一定の関連性が認められる。

また、競争事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いてNTT西日本と同様のネットワークを構築する際には、中継光ファイバや局舎コロケーション等が必要であることから、ボトルネック設備との関連性を有していると考えられ、これらのオープン化の要請は高まることとなる。

このため、NTT西日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況も勘案しつつ、ステップ2)において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

NTT西日本は、本件活用業務の提供に当たって、情報通信機器等の設定・管理等、サポートサービス提供用サーバ設備、情報通信機器及びサポートサービスについて、公募の結果、ガイドラインに規定する他の市場支配的な電気通信事業者（NTT東日本）から卸役務の提供を受けることを予定しているとしている。

このため、NTT西日本が届出書において講ずることとしている措置が、NTT東西の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難になる等、競争阻害的な要素の拡大を防止するために適切なものであるかについて、①、②の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目ごとのNTT西日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する総務省の考え方は次のとおりであり、NTT西日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いており、サポートサービスについても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、それらとルータ等の通信機器及び県間伝送路を組み合わせ提供するものである。

また、本業務を提供するサーバ設備は当社のIP通信網とは別個に構築または調達するものであり、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施する。また、県間伝送路を自ら構築する場合においても、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。

IP通信網については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

また、IP通信網のSNIについては、接続に必要なインタフェース条件を既の開示するとともに、具体的メニューについて契約約款に規定しており、他事業者も利用可能となるようオープン化措置を講じている。

【総務省の考え方】

N T T 西日本が本件活用業務に用いるサーバ設備等は、競争事業者も同様に市販で調達可能なものであり、サポートサービスについても、競争事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、本件活用業務の提供に当たっては、上記 1（届出の概要）にも記載しているとおり、同社の I P 通信網固有の機能と一体的に提供するものではないとしている。

また、N T T 西日本の I P 通信網については、既に接続約款において接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示しているとともに、競争事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて同社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件についても、既に接続約款に規定する等のオープン化措置を講じているとしている。あわせて、競争事業者も I P 通信網の S N I を介して同様のサービスを提供できるように必要なオープン化措置を講じているとしている。

また、県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定に当たり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施することとしており、県間伝送路を自ら調達する場合においても、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進していくこととしている。

さらに、N T T 西日本は、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていくとしている。したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、競争事業者も本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められないことから、ステップ 1）①、②の観点からも、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いており、サポートサービスについても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いている。また、これらに加え、当社のIP通信網のSNIへの接続、既存の当社のIP通信網サービス及び活用業務の認可(2003年2月19日及び2008年2月25日)に係る県間伝送路を利用したIP通信網サービスと、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務並びに公募により調達した県間伝送路を組み合わせ提供するものであり、サーバ設備との接続条件については、インタフェース条件等を開示しているものである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

なお、本業務に用いるIP通信網は、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、IP通信網サービス契約者等のニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

【総務省の考え方】

NTT西日本が本件活用業務に用いるIP通信網については、接続に必要となるインタフェース条件を接続約款に規定済みであり、競争事業者も利用可能であるとともに、サービス追加にあわせてインタフェース条件等を開示していくとしている。

また、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供するとしている。

さらに、上記1（届出の概要）にも記載しているとおり、NTT西日本のIP通信網固有の機能と一体的に提供するものではない等、同社が届出書に記載している事項をあわせ鑑みれば、競争事業者が必要に応じサーバ設備の調達等を通じて同様の業務を行い得ると考えられる。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、競争事業者も本件活用業務と同様の業務を行い得ると考えられることから、新たにネットワークの情報の開示のための措置を講じる必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いており、サポートサービスについても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既存の当社のIP通信網サービス及び活用業務の認可（2003年2月19日及び2008年2月25日）に係る県間伝送路を利用したIP通信網サービスと、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務並びに公募により調達した県間伝送路を組み合わせ提供するものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

NTT西日本が届出書に記載しているとおり、同社が本件活用業務に用いるサーバ設備は市販で調達可能なものであり、サポートサービスについても既に市場で普及している技術のほか、競争事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いることとし、本件活用業務の提供に当たっては、上記1（届出の概要）にも記載しているとおり、同社のIP通信網固有の機能と一体的に提供するものではない等、競争事業者が同様のサービスを提供できるものである限りにおいて、新たに必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっては公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、本業務においても、同様の措置を講じることにより、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（2011年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（2022年6月30日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省の考え方】

N T T西日本は、既往の措置に加え、平成23年の電気通信事業法の改正（同年11月30日に施行）を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した禁止行為規程遵守等報告書について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているとしている。

また、電話の業務で取得した顧客情報について、N T T西日本は、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導等、所要の措置を実施するとしている。

さらに、公正な競争を阻害する場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件活用業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これら上記の措置が講じられている限りにおいては、営業面でのファイアーウォールは確保されと考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省の考え方】

N T T西日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、そ

その他のサービスに係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、不当な内部相互補助の防止のための必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、サポートサービスについても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。

さらに、本業務は、必要に応じて、当社のIP通信網のSNIへの接続、当社のIP通信網サービス及び活用業務の認可（2003年2月19日及び2008年2月25日）に係る県間伝送路を利用したIP通信網サービスと、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務並びに公募により調達した県間伝送路を組み合わせることで他事業者も提供可能なものであり、オープンな接続性を確保し十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

また、当社サーバ設備との接続の条件については、インタフェース条件を本業務の提供にあわせて開示し、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。本業務で用いるIP通信網については、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、また、本業務がIP通信網のSNIへ接続する場合には、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

なお、本業務を営む上で、情報通信機器等の設定・管理等、サポートサービス提供用サーバ設備、情報通信機器及びサポートサービスについて、公募の結果、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者から卸役務の提供を受けることを予定しているが、当該役務は他企業等が提供しているサービスと同様のものであるとともに、当該事業者においては、現に当社以外の事業者にもOEM提供しており、当該役務の提供が当社に対し不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えるものではないとのことである。当社は当該事業者と排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものとする。また、本業務を提供するサーバ設備は、IP通信網とは別個に構築または調達するものであり、IP通信網については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることから、本業務を提供するにあたり他事業者との相互接続に支障を及ぼすことはない。

なお、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、本件活用業務を営むに当たって、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、サポートサービスについては、既に市場で普及している技術のほか、競争事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いることとし、また、同社が構築又は調達するサーバ設備との接続条件については、インタフェース条件等を開示するとともに、IP通信網については、接続に必要となるインタフェース条件を接続約款に規定済みであり、関連事業者の公平な取扱いを確保することとしている。

また、NTT西日本は、本件活用業務の提供に当たって、情報通信機器等の設定・管理等、サポートサービス提供用サーバ設備、情報通信機器及びサポートサービスについて、公募の結果、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者（NTT東日本）から卸役務の提供を受けることを予定している。これについて、NTT西日本は、当該役務は他企業等が提供しているサービスと同様のものであるとともに、現に競争事業者にもOEM提供しており、当該役務の提供がNTT西日本に対し不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えるものではないとしており、当該卸役務の提供に関して競争事業者との間で実質的な公平性が確保されていると考えられること、NTT西日本が他の市場支配的な電気通信事業者と排他的な共同営業を行う考えはないとしていることから、NTT東西の市場支配力が結合することは考えにくく、当該卸役務の提供が公正な競争を阻害することとはならないと考えられる。

さらに、競争事業者との間における同等性確保のための措置に関しては、NTT西日本は、本件活用業務の提供に当たって、十分な情報提供に努めるとしているほか、上記「①ネットワークのオープン化」及び「②ネットワーク情報の開示」に記載とおり、同社は、IP通信網のオープン化に向けた取組を進め、ネットワーク情報の開示を行っていくとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、中継伝送区間の伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・ 費用(収益)項目一覧:

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

- ・ 中継伝送区間の伝送路調達の募集案内:

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘義務契約を結んだ上で、個別に開示している。

- ・ 社内文書・規程類等の一部:

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

N T T西日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、上記の措置が講じられている限りにおいては、必要な措置が講じられているものと認められる。

また、上述の項目①から⑦までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況等の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。